

改正

平成23年3月31日告示第49号

平成24年7月4日告示第93号

平成26年3月31日告示第39号

平成29年2月15日告示第17号

名張市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既設のくみ取便所の水洗化及び排水設備（下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する排水設備をいう。以下同じ。）の設置又は改造しようとする者に対し、市がその工事に要する資金（以下「改造資金」という。）の融資を金融機関（以下「取扱金融機関」という。）にあっせんするとともに当該利子相当額を助成することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、便所の水洗化の普及を促進し、環境衛生の向上に資することを目的とする。

(融資あっせんの対象となる区域及び工事)

第2条 改造資金の融資あっせんの対象となる区域（以下「処理区域」という。）は、次に掲げる区域とする。

- (1) 法第2条第8号に規定する本市の公共下水道の処理区域
- (2) 農業集落排水事業で実施した事業区域
- (3) 戸別浄化槽設置事業区域
- (4) 名張市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年4月1日制定）の規定による補助金の交付対象となる区域

2 改造資金の融資あっせんの対象となる工事（以下「改造工事」という。）は、処理区域内において既設のくみ取便所を水洗便所に改造する工事及び排水設備を設置又は改造する工事とする。ただし、家屋等の新築に伴うものは除く。

(融資あっせんの対象者)

第3条 融資あっせんを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 取扱金融機関の定める融資条件に適合する者

(2) 処理区域内で所有する又は所有者の同意を得て自己の居住の用に供する建築物の改造工事を
する者

(3) 市内に住所を有する者で、独立の生計を営み、かつ、償還能力を有するもの

(4) 市税、国民健康保険税、水道料金、農業集落排水処理施設使用料及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者

(5) 次に掲げる期間に工事を行う者。ただし、市長がこの期間内に改造工事ができなかったことについて、相当の理由があると認めた者については、この限りでない。

ア 法第9条の規定による下水道供用開始の告示の日から、くみ取便所の水洗化は3年以内、
排水設備の設置又は改造は1年以内

イ 名張市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成3年条例第25号）第4条
及び第5条による供用開始の告示の日からくみ取便所の水洗化は3年以内

ウ 浄化槽を設置する者は設置と同時

2 融資あっせんは、1世帯につき1回限りとする。

（融資あっせんの額）

第4条 融資あっせんの額は、1世帯につき10万円から90万円までとし、1万円単位で市長が認める額とする。

（融資あっせんの条件）

第5条 融資あっせんの条件は、次のとおりとする。

(1) 融資利率 市と取扱金融機関との協定により定める利率とする。ただし、著しい金利情勢の変動等、やむを得ない事由が発生したときは、変更することができる。

(2) 融資期間 60月以内とする。

(3) 返済方法 融資を受けた日の属する月の翌月から毎月元利均等返済とする。ただし、全額繰上償還をすることができるものとする。

(4) 延滞金等 延滞金等その他の融資条件は、取扱金融機関の定めるところによるものとする。

（融資あっせんの申請）

第6条 融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所等改造資金融資対象者証交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 申請者の住民票の写し

- (3) 申請者の市税等完納証明書
- (4) 排水設備等計画（変更）確認申請書の写し
- (5) 工事金額見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（融資あっせんの決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、融資対象者であることを確認の上、水洗便所等改造資金融資対象者証（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

（融資の申込み）

第8条 前条第1項の規定による融資対象者は、希望の取扱金融機関に対し、次に掲げる書類を添付して融資の申込みをしなければならない。

- (1) 水洗便所等改造資金融資対象者証（様式第2号）
- (2) 取扱金融機関が必要と認める書類

2 取扱金融機関は、前項の申込みを受けたときは、速やかに融資の可否を決定し、市及び当該申込者に通知しなければならない。

（工事の施工等）

第9条 前条第2項の規定により取扱金融機関から融資決定の通知を受けた者（以下「融資決定者」という。）は、当該通知を受けた日から2月以内に改造工事を完成させなければならない。

2 融資決定者は、工事の設計変更により工事費の額に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、融資額の変更が生じたときは、市長は、取扱金融機関に通知するものとする。

（融資あっせん額の決定）

第10条 市長は、前条の工事が完成し、次に掲げる事由に該当するときは、融資あっせん額を決定し、水洗便所等改造資金融資あっせん額決定通知書（様式第3号）により、融資決定者に通知するものとする。

- (1) 名張市公共下水道条例（平成17年条例第5号）第6条に規定する検査に合格したとき。
- (2) 名張市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成3年規則第17号）第4条第2項により排水設備等検査済証の交付を受けたとき。
- (3) 名張市戸別浄化槽条例施行規則（平成20年規則第14号）第3条第2項により戸別浄化槽設置決定通知書を受けたとき。

(4) 名張市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年4月1日制定）第9条により補助金交付額確定通知書の交付を受けたとき。

（融資の手続）

第11条 前条の通知を受けた者は、委任状（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付し、取扱金融機関で金銭消費貸借契約の手続をしなければならない。

(1) 水洗便所等改造資金融資あっせん額決定通知書（様式第3号）

(2) 取扱金融機関が必要と認める書類

2 取扱金融機関は、前項の手続が完了したときは、前条により決定された融資あっせん額を、申請者から委任を受けた改造工事施工業者である名張市指定工事店の口座に速やかに振り込むものとする。

（融資の状況報告）

第12条 取扱金融機関は、融資当初の状況を水洗便所等改造資金融資報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

2 市長が必要と認めたときは、取扱金融機関に対し随時、融資の状況報告を求めることができる。

（利子助成）

第13条 市長は、改造資金の融資あっせんにより融資を受けた者に対し、取扱金融機関に弁済した額のうち支払利息相当額を助成する。ただし、延滞利息については、この限りでない。

（融資あっせんの取消し等）

第14条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、融資あっせんを取り消すことができる。

(1) 第7条第1項に規定する水洗便所等改造資金融資対象者証の発行日から3月以内に融資を希望する取扱金融機関で融資の申込みをしなかったとき。

(2) 取扱金融機関から融資決定の通知を受けた日から2月以内に改造工事を完成させなかったとき。

(3) 第10条第1項に規定する融資あっせん額決定通知書の発行の日から1月以内に取扱金融機関で金銭消費貸借契約の手続をしなかったとき。

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により融資あっせんを取り消したときは、申請者に対し、水洗便所等改造資金融資あっせん取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第49号）

改正

平成26年3月31日告示第39号

平成29年2月15日告示第17号

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（工事を実施する期間の特例）

2 この要綱の施行の日から平成32年3月31日までの間における改正後の第3条第5号の規定の適用については、同号ア及びイ中「3年以内」とあるのは「平成32年3月31日まで」とする。

附 則（平成24年7月4日告示第93号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第39号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月15日告示第17号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。